

第五十一回国会 建設委員会 議 録 第 十 号

昭和四十一年三月十一日(金曜日)

午前十時四十三分開議

出席委員

委員長 田村 元君

理事 井原 岸高君 理事 小金 義昭君

理事 廣瀬 正雄君 理事 松澤 雄藏君

理事 岡本 隆一君 理事 川村 雄義君

理事 下平 正一君 理事 稻村 左近四郎君

理事 逢澤 寛君 理事 木部 佳昭君

理事 大倉 三郎君 理事 服部 安司君

理事 佐藤 孝行君 理事 堀川 恭平君

理事 福永 一臣君 理事 森山 欽司君

理事 湊 敏郎君 理事 渡辺 栄一君

理事 山本 幸雄君 理事 石田 宥全君

理事 井谷 正吉君 理事 佐野 憲治君

理事 金丸 徳重君 理事 稻富 稔人君

理事 山中 日露史君

理事 山下 榮二君

出席國務大臣

建設大臣 瀬戸山三男君

出席政府委員

建設政務次官 谷垣 專一君

建設事務官 竹内 藤男君

委員外の出席者

自治事務官 首藤 堯君

(財政局地方債課長)

専門員 熊本 政晴君

本日の会議に付した案件

委員派遣承認申請に関する件

都市開発資金の貸付けに関する法律案(内閣提出第四三三号)

○田村委員長

これより会議を開きます。

都市開発資金の貸付けに関する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑の通告がありますので、これを許します。

下平正一君

○下平委員 都市開発資金の貸付けに関する法律案については、この前の委員会でも私どもの同僚の皆さんが質問をいたしました。若干の点もあつたけれども、二、三の点でわからない点があるもので、できるだけ詳しく三、四の質問にお答えをいただきたいと思つてあります。

その第一番目は、どうして単独立法でやらなければならないのか、その点がちよつとわからないわけがあります。近畿圏にしろ首都圏にしろ、整備法があり工場制限の法律もあり、開発法もある。あるいは都市計画法もあり、そういう法律がある中で、どうしてこれを単独に立法化しなければならぬのか。この立法化のねらいといひますか、どうしてこうしなければならぬといひますか、どうも理解しにくいわけがあります。

何か特別の、これだけやらなければならないという理由があるのか。私も考えてみるならば、都市の開発とか再開発とかいろいろの整備といふことは、いま取り上げられた問題じゃないわけでは、ずっと以前からそれだけ問題として取り上げられていたのであつて、もしこの単独立法をやるとするならば、あつても聞きたいと思つたのですが、わずか十五億円の予算で一体何が出来るか。そうするとこの資金の融通法が、何か将来に向かつての展望といふものが明確にあるのかどうかといふことがはつきりしてこないといふ、私どもにはどうも理解ができないわけでありま

す。過密都市を解消するとかあるいは再開発をするといふことは、何といつても金のかかる仕事であります。現在の地方団体の財政の逼迫状態からいふと、よほど国で思ひ切った措置をしないと――

財政的にもあるいは経済的にも相当思ひ切った措置をしないとできないことじゃないかと思つたわけですから、そこで、この法律がどういふねらいとどういふ将来の展望をもつてつくられてあるのか、ひとつわかりやすく詳細に御説明をいただきたい、こう思ひます。

○竹内政府委員 この法律を単独立法として御提案申し上げました理由でございますが、第一に、この都市開発資金の貸し付けにつきましては、実はもう一つ法律がございます。資金融通特別会計法というのを国会のほうに御提案いたしておあります。特別会計をつくりまして、通常の場合実体法がございまして、その資金の経理を明確にする意味で特別会計法がつくられるといふことで、いままでございました特別会計につきましては、条約、協定に基づくものを除きまして、すべて国内法で一応実体法をつくり、さらに特別会計法をつくるという形をとっております。国が地方公共団体に対して特別会計から貸し付けるといふ趣意をはつきりさせるためには、どうしても法律で定めなければいけません。本法の第一条にございまして、重要な事項につきましては、法律で定めなければいけませんので、法律としてこれを提案したわけでございます。

それから、ほかの法律でまかなえるじゃないかといふことでございまして、首都圏、近畿圏に関する法律は、総合的な計画法であり調整法でございまして、この貸し付けといふのは、国が実際にやります。貸し付け事業でございまして、事業を直接やります建設省がこれを行なうわけでございます。首都圏、近畿圏の法律ではこれがちよつと入りにくいわけでありまして、建設省関係の都市計画法、これは都市計画事業決定といふようなものにつきましての規定でございまして、事業に関する法律といふものは、それぞれい

ままでも下水道法、公園法というふうなもので規定いたしておりますので、この貸し付け事業に関する法律を単独法で御提案申し上げた次第であります。

それから将来の展望のお話がございましたが、われわれといたしましては、今年度は十五億円の資金でございまして、この資金といふものは、今後の都市計画をやつてまいります場合に、非常に有効な措置だといふふうに考えておりますので、次年度以降、必要に応じてこの資金を拡充してまいりたいといふふうに考えておるわけでございます。

○下平委員 将来の展望については、その程度のお答えだと、ただよく然としていて、どういふふうにしてこの法律を進展させていくのかといふ点について、まだちよつと私わかりかねてゐるわけでありま

す。そこで、具体的に内容についてお伺いをいたしたいと思ひますけれども、いま首都圏整備法で、近畿圏の整備法がございまして、おの首都圏、近畿圏都市の再開発を行なつておられますが、それ以来、今度ねらつておられます法律の客体である工場が移転をして、その敷地といふものが一体どういふふうになつてゐるのか。たとえば地方公共団体がこれを買い入れて、都市の美化の問題とか再開発整備のほうに使われてゐるのか。あるいは地方団体に金がないので、これがまた他の工場に転売されてゐるのか。首都圏整備とかそういう法律ができて以来、この種のねらいとしてゐる土地の問題といふのはどういふ経過を示してゐるのか。これを少し具体的に御説明をいただきたいと思ひます。

○竹内政府委員 第一の御質問の点の将来の展望でございますが、第一号のほうにおきまして、移転あと地の買い取りを行なうといふことにいたしておりますが、これにつきましては昭和四十年八

月現在におきまして、東京都及び大阪府におきまして、工場等の移転と地の買い取りの希望がありましたのが約九十件、四十三万坪、推定価格にいたしまして四百五十億円に達しております。これらの工場と地と、われわれが貸し付け対象というふうな将来とも考えてまいりたいと思っております。大都市の都市機能を維持、増進するため計画的に整備改善をはかる必要があるという重要な地区ということをごさいます。いわば再開発の拠点となるような地域の中におきます工場の移転につきまして貸し付けを行なつてまいりたい、こういうふうな考えておるわけでありまして。

第二番目の、大都市における主要な道路、公園、広場等の公共施設で、都市計画決定されたものの買い取りでございますが、現在、東京、大阪、名古屋あるいは地方のかなり大きな都市というものを含めまして、都市計画決定をいたしております。街路の面積が約一万八千五百ヘクタールでございます。そのうち重要な幹線街路と申します部分が約八千五百ヘクタールでございます。われわれが約八千五百ヘクタールに及ぶのではないかと、このうちからどれくらい申し出があるかというところはわかりませんが、三〇％くらい申し出があるというふうに考えます。要取得面積というのは二千五百ヘクタールくらいに及ぶのではないかと、このうちからどれくらいに及ぶのかというふうな考えられるわけです。それから公園緑地につきましても、現在都市計画決定されております公園緑地は三万八千ヘクタールくらいでございます。そのうち未整備の公園が二万四千三百ヘクタールでございます。このうちの重要なものは約その一割と見まして二千四百ヘクタール、このうち買い取り申し込みがその三割くらいあるのではないかと、このうちからどれくらいに及ぶのかというふうな考えられて、われわれといたしましては先行取得をやつてまいりたいというふうに考えているわけでございますが、これに要します資金は相当膨大なものがございますので、今後この特別会計は大幅にふやしていかなければならないのじゃないかというふうに考えておるわけでございます。

第二点の、従来首都圏なり近畿圏なりが工場制限をやつてからそのあとの工場はどういうふうになつておるかという問題でございますが、これを組織的にやつておりますのは東京都でございます。東京は三十九年におきましてはワク外縁故債をもちまして十億円の起債の許可を受けて、そして単独事業といたしまして工場の買い取りをやつております。それ以外には公共団体が買い取りをやつておるといふ例はございません。

それから、工場の敷地とが何に使われているかということにつきましては、こまかい調査の資料はただいまのところ持ち合わせておりません。

○下平委員 この移転の工場敷地とどういふものは、いまの御説明によると、東京都は十億の起債をやつておるが、その他はあまりやつてないといふけれども、東京都以外の都市で、やはり都市の再開発、整備は当然必要だと考えていると思ひます。なぜ一体やつてないのか。たとえば中小都市であります。私の住んでおります松本市、実は火災が起きて、市民館、都市のちやうど中心地、元松本城の中心地でありまして、この付近、市民の気持ちとしては一大緑地帯をつくつて何とか都市の整備、開発に使つてまいりたい、こういう強い希望があつたのでありますけれども、結局はどういう形か知らぬが、現在行つてみると八十二銀行のりっぱな店舗がそこにできてしまつておる、こういう実情になつてゐるわけでありまして。都市の再開発とかあるいは整備といふことで必要がありながらも、せっかく工場が移転をしたそのあとといふものが、東京都は計画的なことをやつておるけれども、その他はやつていない。それは一体どういふところに原因があるのでしょうか。

あるということ。したがつて、起債でやろうといふたし、また、このようないふ用地の先行取得というやうなやうな仕事の起債といふものはどうして地方公共団体の計画の中で後順位になつていふやうなことで、従来起債の要望が、ほかの東京都三十九年度十億だけを除いては出てなかつた。したがつて、われわれといたしましては、一般地方債のワクとは別にこういうやうなワクを国が政策的に確保することによつて、そういうやうな先行取得の確保がはかられるというやうな考え方でこれを提案いたしたわけでありまして。

○下平委員 私も、地方自治体の財政事情、いろいろな事情といふものは、十分とはいかないけれども承知をいたしております。結局地方公共団体が都市の整備とかあるいは美化とかあるいは居住環境をよくするといふ必要性は、だれよりも理事者なり議員、地方公共団体の政治に当たつていふ諸君が一番知つておると思ひます。ところがいま御説明があらわれましたとおり、何としても今日の地方財政の逼迫の状態の中では、わかつていながらできない。ところが、わかつていながらもできないといふだけならまだよろしいのであります。大都市は別といたしまして、地方の中小都市へ行きますと、たとえば公営住宅を建設する、あるいは国道がくる、いろいろなことで、将来こころしなればならぬといふことはわかつていながらも、ついにそれに逆行するやうな建物が建ち、その他のものができていくといふ実情なのであります。したがつて今度出されたこの法律が、実は将来に向かつて相当遠大な計画と、それから相当重大な決意のもとにこれから発展をさせていくのだといふ立場があるならば、私はこの法律の価値といふものは生きてくると思ひわけでありまして。ところが提案された中身を見ると、この展望といふものが、御説明の中からもなかなかつかめないものであります。たとえば、いま御説明をいたしましたとおり、一条の一項に掲げる土地だけでもおよそ資金需要といふものが四百五十億もかかる。ましてや第二項から公園その他の問題を含

めていけば一千億も一千五百億もつとかかる資金需要があるのではないかと、思ひわけでありまして。したがつて、これは大臣にお伺ひしたいのであります。もし将来の展望を含めてこれが一つの突破口だといふならば、来年度からは、この予算規模なり、あとでまたちよつと、貸し付け条件といふものが返還条件についても問題があると思ひますので、お伺ひしたいのであります。これを拡大をしていく、こういう御決意と、また来年度において十分これが拡大できるのだ、こういう見通しがあるのかどうか。この点を大臣から一言だけお伺ひをいたしたい、こう思ひます。

○瀬戸山国務大臣 下平さんのお考えは、こういう考え方はいいが、これでは効果がないじゃないかという、結論的には御趣旨だろうと思ひます。私もそういう感じを持っております。実は先ほど来お話のありますやうに、東京、大阪等の既成地域については、御承知のやうに、過密を排除するという意味で、工場、学校等の拡張、新設を制限いたしております。ところがなかなかそのあと地が簡単に利用できない。

〔委員長退席、小委員長代理着席〕

従来はガソリンスタンドあるいは金の融通がきく銀行等、あるいは新しく何かやろうといふのはかの会社があつて、出てはいつたけれども、あとは同じやうに埋まつてしまふ、こういうやうな現実でありまして、これではどんなに計画を進め、どんなにいい考えを立てましても、現実的にはそれが実行されない、これが東京、大阪の実情であります。したがつて、金額は少ないですけれども、東京都あたりは、銀行から借りて、あるいは起債をして、これも少額、よりやくその一部を確保するという状態でありまして。地方都市におきましても、いま松本市のお話がありました、そういうところが相当あるわけでありまして。そこで、こういうことでは相ならぬから、何とか土地を先行的に確保する、こういう制度を新たにつくらなければならぬ、こういう考え方がよくこの法律制度をつくり、予算的には四十一年度は、まあ

ほんとにわずか十五億であります。十五億で何が出来るかとおっしゃれば全くそのとおりであります。私どもは、一般会計から事業費をつけても、なかなかそれは先のことまで及ばない現状であります。さればといって、これを立派にいたしま

すときに、予算編成をするときに議論があつたわけでありまして、一部においては、自治省所管の地方債でいいじゃないか、こういう議論もあつた、それも一部あるわけでありまして、しかし地方債というワケ内でこういう方面にさくということは、現実の問題としては、ほかを急ぐというこ

とで、資金のワケにも限度がある。こういう状況で、なかなか配分というものはうまくいかない、こういうことで、これはどうしても特別会計にし、特別の法律に従つてこういう新しい将来の構想を立てる必要がある、こういうことで私どもはこれを踏み切つたわけでありまして。

そこで、これは率直に申し上げて、こういう新しい方法の芽を出した、まあ新機軸を出したという程度にお考え願いたい。当初私どもは少なくとも四十一年度二百三十億という計画をしたのであります。が、なかなか予算編成となりまして、しかも新規の新しい構想でありますから、とうていそこまでいかなかったのは残念でありますけれども、当初やはり初年度で二百億余の資金を必要とする。東京だけで二百億くらいほしいという希望もあるくらいですから、そういう構想を持つて立ち上がったのであります。が、現実十五億にとどまっています。そういうことでありまして、今後これをできるだけ拡大していきたい。しかもこれは、一種の基金的な資金でありますから、回転するものであります。回転するものでありますから、毎年政府の資金でいきますと、相当膨大なものになるということ、またなかなければならぬことを円滑に進めるというようなことをしなければ、都市の整備というものはとうていできない、かような考え方で臨んでおるわけでありまして。これはもちろん今後努力をしなければなりません。

そういう構想に立つておるのだということだけは御理解をお願いしたいと思います。

○下平委員 この種の資金の考え方として、地方債というところもあるという指摘が一日日本委員からありました。私はこの種の資金というものをやはりこの構想のように単独で——一種のひもつきですね。こういう資金の確保のしかたのほうが、非常に集中されて使われるからいいと思ひます。地方自治体といへば、いろいろの形の資金が入つてきますけれども、あるいは平衡交付金が入つてきますけれども、よほど明確な使途のきめつけをしてやらないと、その自治体の財政事情、置かれてある現実の困難度合いに応じて、政策的

的というものが達成できないうらみがありますから、私は、この特別会計で地方債のワケを離れて完全なひもつき、きめつけた資金のあり方というものは、ねらいとしてはいいねらいではないか、こう思ひます。まあほつぽつ内閣改造も目の前に控えて、大臣に今度来年度何百億と云々という質問をするのも非常に酷かと思ひますけれども、しかしこの法律のねらいというものは、いまだいへんな資金の需要のある中で、わずか十五億であるが、将来を展望してつくつたという意気だけは買いたいと思ひます。したがつて、ぜひこの構想というものを伸ばしていただくような努力だけはどうか、こう思ひます。

それからもう一つの問題点は、確かに六大都市とか、あるいは今度はこの法案では、二項のほうで一つ加えて七大都市というふうになっておるようでありまして、問題は、すでに過密になつてい

るということではなしに、予防的な措置、事前の措置といふものをこれからの方針としてはかなり重点を置いて考えてもらわなければならぬと思ひます。特にきのう、おとこの説明の中では、いまは七大都市を考えているが、将来中小都市、地方都市も考えている、こう言われまされたけれども、特に中小都市の問題、予防的な、先行的に土地を買い取るというふうな点について、来年度以降どういうふうに重点的になお考えになつてゐるのか、その点を一点お伺ひしたい、こう思ひます。

○竹内政府委員 おとこの話し申し上げましたように、ただいまのところは、政令で定めるのは七大都市、当然その周辺の地域は法律によつて入つてまいりますが、七大都市ということをお考えしております。将来、人口その他におきまして、その他の都市が相当の水準に達して、七大都市同様、都市機能の維持、増進をはかる必要があるといふふうになりましたときには、さらに政令で追加指定するといふことを考えているわけでありまして。

○下平委員 十五億の金額がそういう事情であることはやや了解できますが、この種の地方公共団体における負担といふものは、特別の利益を生むわけではないわけでありまして、俗に言う寝かせ金になつてしまふわけでありまして。したがつて、寝かせ金である限りにおいては、償還期間といふものと利子といふものが地方自治体にとつて一番大きな要素になるわけでありまして。五分五厘に六分五厘ですか、今度のものは、こういうふうな法律案に定まつておられますが、何かの方法でもつと利子を安くするわけにいきませんか。私はできるだけいいことではないと思ひます。ほんとうにこの都市関係の重要な要素として単独立法でこれを法制化して、さらに将来にわたつて地方都市にまで及んでいこうという構想があるならば、私は考えようによつては、もつと資金の利子というものを下げる方法がないことではないと思ひます。この点について何かお考えがありましたらお伺ひしておきたい、こう思ひます。

○竹内政府委員 資金の金利を下げるためには、どうしても無利子の金をこの資金の中にまぜ合わせて使うということになると思ひますが、一つの方法といたしましては、もし地方公共団体のほうでそういうことが出来ますならば、地方公共団体の一般財源を——地方公共団体がこの貸し付け金を借り入れた場合に、地方公共団体としましては当然特別会計をつくつてこれを運用すると思ひますが、地方公共団体のほうの特別会計に一般財源を繰り入れるということによつて金利を低くするといふことは可能であらうと思ひます。

さらに、今年度の予算におきましては、借り入れ金が十億に對しまして繰り入れ金五億というところで、こういうような金利になつておるわけでございますが、将来の問題としましては繰り入れ金をふやすことによつて貸し付け金の金利を下げるということとは可能だろふと思ひます。ただこれは財政当局との折衝が必要のわけでありまして。

○下平委員 もう一つ問題になりますのは、償還期間の問題であります。特に先行取得ということも七大都市等が行なうという場合、かなりの期間を要するといふ意味でなして、十年という償還期間は短か過ぎはせぬか。償還期間が短いということで、地方公共団体がこの利子の問題等を含めて、この資金の利用といふことをやためらう形が出るのではないかと。何とか償還期間を、少なくとも二十年と言ひたいところですが、もう五年くらい延ばして十五年くらいの償還期限というところが實際問題として考えられないものか。特に地方自治体の財政逼迫の状態は、再建整備によつて若干の整備はされましたけれども、最近また地方財政事情といふものはきつめて逼迫をきております。したがつて、逼迫をいたした地方自治体におきましては、将来いいという理想図に向かつて金をつぎ込んだり、そういう政策に重点を置くといふことよりも、現実の県民生活なり市民生活を守るといふところに勢力重点が置かれてしまつてゐるわけでありまして。私は、この状況といふものは、近い将来に地方自治体の地方財

政事情が好転をするというようなことはなかなか望めないと思います。したがって、この種の政策というものを地方公共団体の中で柱として取り入れさせるためには、かなり手厚い、思いやりのある形に持つていかないと、構想だけではよかつたけれども、具体的に受け入れる地方公共団体としてはあまり歓迎をしないという形が出ることをおそれているわけであります。したがって、一般財源の繰り入れというより、形で利子の点ということもありませんけれども、少なくとも償還期限についてもう少し考慮をしていただける余地がないものかどうか、こういう点についてお伺いをいたしたいと思ひます。

○瀬戸山国務大臣 ごもつともな点だと思ひます。ここで十年とかあるいは金利を五分五厘、六分五厘にいたしておりますのは、大体都市計画でやっておりますものは、ほんとは国が補助をして進めなければならぬ事業であります。ただ財政がそれに伴いませんから先行的に取得して、こういふことであります。既成市街地の制限区域における工場と地等につきましては、将来そうなるわけでありますが、ややおくれるかもしれないという意味で金利を五分五厘というようにやや低目に見ております。それからあとの六分五厘というのは、計画に沿って進めるものになつておりますから、その間において事業が執行される、したがって国の補助金が出る時間がやや早目にくる、こういうことを想定いたしましたして、それをカバーできる範囲でやろう、ずっと先のことを考えておりましたも、いつ事業化ができるかわからないというものでなくて、三、四年の後にはできる、そうするとその間に国費が出ていく、事業が行なわれますから、資金はこれで貸し付けが、事業執行のときに正式な予算でこれをカバーする、こういうことになりますので、一応こういう年限と利率をきめております。しかし、先ほど申し上げましたように、資金量をずっと増大して相当先の事業まで考えるという段階になりますと、いまお話しのようなことが起こってくると思ひます。

これはやはり実行してみても、地方負担が非常にかさんできて、この法律の趣旨が伴わないという事態になつたら、当然金利並びに償還期限を再検討する時期がくる、私どもはそう考へておるわけであります。

○竹内政府委員 先ほど申し上げました東京都がワケ外縁債で借りておられますのは、七分五厘、二年の据え置き期間を含む七年償還ということでありまして、これに比較いたしますと、金利の面でも償還期間においても、かなりよいように考へております。

○下平委員 もう一点お伺ひしたいことは、この十五億何の今年の予算の具体的な使用道、どの程度どこにどういふふうに使つかということ、計画がおわかりだと思ひますので、具体的に今年度の計画内容をお知らせいただきたいと思ひます。

○竹内政府委員 今年度は資金が非常に窮乏でございますので、とりあえず緊急に急がれます工場と地の買い取りのほうに十三億、その他の二億のほうの資金として二億ということを一応考へております。地域別の配分はまだきめておりません。

○下平委員 私は、建設大臣が考へておるような方向でこれを将来発展させるということになれば、初年度におけるこの資金の使用はたいへん重要な問題だと思ひます。私は大臣の説明を聞くまでは多少びびるが、ご心配をなさらないで、公共団体が金がいかに少いから少し回してやらせ、特定なところへ資金取得というものがあつたのではないかと、こういう疑いを持つたわけでありまして、どうか、こういう疑いを持つたわけでありまして、どうか、二百三十億の予算の要求をした、しかしそれが十五億になつたのだという事情を説明されて多少はわかりましたけれども、あまりにも資金需要、ねらいに對する予算措置としては、まあ貧弱という程度を下がつておると思ひますので、実は、そういう点でこのこの予算の執行というものは、この法案なり考へ方を伸ばす上において

はたいへん重要な問題になりはせぬかと思ひます。しかしまあ地域的にまだきまつていない、こういうことですから、質問のしようもありませんが、大体既成市街地の一号のほうへ十三億ですが、その他の人口稠密な都市、七大都市に二億、このようにしてあります。どうも私が考へておる形とは、その使い道が逆のような気がするわけでありまして、実際の法案のねらつておる精神とか効果というものをからいくなれば逆になるのがあたりまえじゃないですか。この点私の考へ方は間違つておるかどうか、それを大臣ちよつとお聞かせ願ひたいと思ひます。

○竹内政府委員 本年度は実は街路予算の中におきまして、これは事業化される分の資金でございますけれども、いわゆる用地を工事に先立つて取得するということの意味の先行取得でございます。七、十億ほど余分についておるといふ特殊な事情がございまして、本来ならば二億のほうを優先すべきだといふ御意見に同意見でございますけれども、そのほうの手当てがございましたもので、それから、工場と地の買い取りのほうに回した、こういうことにはいたしておるわけでありまして、まだこれはきまつてはおりませんけれども、そういう予定になつております。

○瀬戸山国務大臣 まあ同じことでありますが、実は、従来から事業執行面、また事業施行の予算だけつけるといふのが予算編成のあり方でありまして、それが、それで事業の執行が非常に困難だ。したがって同じ街路等をやり出す場合にも、街路事業のほかに先行取得の事業が相当今日では出ておる。まず土地を取得しておいて、一、二年先のものまで取得しておいて、そして事業を執行する、こういう予算もあつたので、いま御説明したような事情であります。

○下平委員 私の考へはこれが非常に貧弱なあれだけれども、将来これを拡大していく、そして地方中小都市にも及ぼす。そのために資金需要量が増し、あるいはこの資金もかなりの資金がくれれば、状況によつては利率の点、あるいは償還期限

等も当然検討する。ともかく、せつかくできた資金貸し付け法を拡大をしていく、こういう建設者当局、大臣言明があらますものですから、ぜひ将来その点にわたつての御努力を十分やつていただく。これは将来といひましても、来年度にはやはり大幅な予算によつてその事業が遂行されるような努力をぜひこれひとつやつていただきたい、そういう期待をもちまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○小金委員 長代理 次は稲富稔人君。

○稲富委員 若干御質問申し上げたいと思ひます。この法案の事業主はどこまでも公共団体であるはずでございますが、この借り入れ金額に對する決定はいかにして決定するかということ、この点をひとつ承りたい。

○竹内政府委員 これは建設省に設けられます特別会計でございますので、建設省が貸し付け金の額を決定いたします。

○稲富委員 それで事業は、公共団体に貸すわけなんですから、公共団体からその貸し付けに對する金額の要請があつた場合に、最後の決定は建設省で決定するといふわけなんです。その場合の金額の査定、それからこれに對する貸し付け量といたつて、全額貸すのであるか、あるいはこれに對してどの程度の貸し方をするのであるか、その点承りたい。

○竹内政府委員 貸し付け金の割合でございますが、われわれといたしましては、必要なものは全額貸し付けをいたします。こういうふうに考へております。

○稲富委員 そうしますと、非常に申し込みが多かつた場合、これは資金量というのには限度がございます。財政の資金量に限度があるのです、これを選択するに際してはどういう処置をとつてやるか、これを承りたい。

○竹内政府委員 第一条の第一号の分は、工場と地の買い取りのほうでございますが、これは、この法律にも書いてございまして、一、計画的

に整備改善を図る必要がある重要な市街地」ということを書いていただきます。したがって貸し付け金の申請をしていただきます場合、必ずその地域の再開発計画ともいべきものを提出していただくというように考えております。したがって、その計画を見まして、その計画の重要度に応じて貸し付けをしてまいるといのが第一号でございます。第二号につきましては「主要な道路、公園、緑地、広場」こういうふうな書いてございませう。これも重要な幹線のものでございませう。あるいは重要な大公園、そういうふうなものから拾ってまいります。こういうふうな考えております。

【小金委員長代理退席、委員長着席】

○稲富委員 そうすると、地方公共団体がこの金額借り受けたという金額の要請があった場合、これに対しては委員会かその他の形において最後の貸し付け金額を決定するのであるか。ただ行政的な措置によって決定される、それだけであるか。この点どういうふうな取り扱い方をなさるといふ御意思でございませうか。

○竹内政府委員 法制的な委員会とか何とかいうことはもちろんございませんで、建設大臣が決定するという形になりますので、行政的に決定してまいりたい、こういうふうに思います。

○稲富委員 そうすると、端的に申し上げますと、事実そういうような土地があった場合、その金額の決定は建設省でやるということになったのでしよう。建設省の決定なさった金額を、公共団体のほうから貸し付け申請をする、それを建設大臣が決定して貸し付ける、こういうことになるわけでございますか。

○竹内政府委員 もちろんワクが十五億しかございませんで、それから、おおよそどれくらいというところはわれわれのほうで判断がつきますけれども、貸し付け金の申請をしていただきますと、それに計画その他をつけてもらいます、地方公共団体から出てきましたものを審査いたしまして、それを建設省で決定する、そういうことでございと思っております。

○稲富委員 これは先刻の下平君の質問にも関連があるわけでございませうが、結局資金量が十五億何がしというのですから、そういうものに十分足りることができないという事態が非常に起こってくると思ふ。こういうような場合、どれを取捨選択するかということにも問題があると思ふのでございませうが、こういう点はやはり建設大臣の一言によって決定するの、あるいは何かの方法で委員会等でこれを決定しようとなさるのか。これに対する貸し付けの要望が非常に多くなりますと、この選択等が非常に困難になると思ふので、これに対する考え方を承つておきたい、こう思ふわけなんです。

○瀬戸山國務大臣 まあざつくらんに申し上げて、先ほど来お答えしておりますように、ことしの金額というのはもうほんとうにちやちやな話ですから、こういうことでこの制度が非常に活用されるというところは、四十一年度ではそう期待できないわけでありませう。これはできるだけ資金量をふやさない、この制度のほんとうの生命といふものは出てこない、これは私もよく承知しております。かといって、やはりこういう新しい制度をつくつて将来を期さないと進まない、こういうことで、この際それをぜひお願いしておこう、こういうことであります。

そこで、どこにどうするかということ、いまお話しのように、むずかしいと言えはむずかしいわけでありませうけれども、たとえば全国から公園がたくさんありますが、まあこれは優先だろうというところは、それぞれスタッフがわけていろいろ研究し出す、こういう事態になるわけでございます。

○稲富委員 それから、この計画と実施との期間、計画したものは何年ぐらいでこれを実施するといふ目的を置いてやられるのであるか。往々にいたしますと都市計画路線等が非常に計画されて、多年これが実施に当たらないというふうな問題がありませうので、こういう点の目的をひとつ承つておきたいと思ふのです。

○竹内政府委員 都市計画決定は、通常の場合、十五年ないし二十年先の都市の状態を想定いたしまして都市計画決定をしているのが通例でございます。

○稲富委員 十年、十五年というふうな長い計画で都市計画をやられる、これはもちろん妥当だと思ふのでございませう。ところが、その後やはり都市の発展が早い、あるいはその地方の環境、そういうふうなことで変更になる場合もあり得ると思ふのですが、こういう場合は、一たん決定したものは変更しないという方針をなさるのであるか。そういう情勢が生じた場合にはまた変更もやむを得ない、こういうふうなたてまえをとられるのであるか。この点を承りたい。

○竹内政府委員 決定いたします場合には、相当詳細な資料によりまして都市の発展を予測して、そして都市計画の決定をいたすわけでございますが、もちろん現在のよりな都市が激動いたしております時代におきましては、その予測がはずれた発展のしかたをする場合がございますので、われわれといたしましては一ぺん決定いたしますと、特に街路、公園につきましては権利制限が働きます。御承知のように木造二階建て以外のものを建ててはいかぬということになりますので、なるべく変更はいたしたくないのでございませうけれども、そういうような情勢でございませうので、例外的に変更するということは現に行なつてもおります。そういう考え方で実施しております。

○稲富委員 そうすると、もしも例外として変更になったという場合、貸し付けた金額といふものは金利を払つてそのまま返還すればいい、こういう形になるわけでございますか。

○竹内政府委員 その辺は当然契約上の条件によりまして、一時償還になるということになると思ひます。

○稲富委員 私は、これには直接関係はないのですけれども、都市計画等においてしばしば、いま局長の御答弁のように、十五年も先のことを見越して都市計画が立てられて、その後の情勢にお

て非常に変化する、こういうふうな場合、一たん決定しているからなかなか変更ができないのだというふうなことでいろいろ問題が起る場合が多いので、この点に対する含みをこの機会に承つておきたいと思ふわけなんです。そういうふうな場合が生じて、いずれかそれを変更したほうがいいのかある、こういうふうな結論が出た場合には、すみやかにこれは変更することも当然ではないかと思ひます。ただ十数年前に計画したのが、一たん計画しておるから変更するということは、将来都市計画上に影響するんだから変更まかりならぬのだ、こういう一点ばりであるといふことは現実の情勢に合わないといふ点も多々あると思ふ。こういう点がよくあるので、私はこの点を念を押したわけでございますが、今度のこの法律以外の問題に対しても、都市計画に対するそういうふうな実情の変化によって生じた変更等に対しては、どういうふうな含みがあるか承りたい。

○竹内政府委員 実情が変化いたしましたして、先に決定いたしました都市計画が非常に不合理な形になるというふうな場合には、これは都市計画決定の変更をせざるを得ないといふふうに考えております。ただ、具体の計画の場合におきましては、いろいろ利害得失といふものがございませうので、非常に不合理だといふ判断がなかなかむずかしい場合があると思ひますけれども、原則といたしましてはそういうふうな考え方をとっております。

○稲富委員 ちょっと横道に入りますが、この法案には直接関係はないようなものでございませうけれども、都市計画の一端として承つておきたいと思ひますのは、これは局長も御存じだと思ひますが、現実の問題として、福岡の博多駅から春日原に通じます博多―春日原線といひますか、このバイパスの計画があります。これはすでに十数年前に計画されて、しかも計画された当時さへいろいろ問題があつたのでありますけれども、今日これが実施にあつたといふ問題が起つて、今日この点があるのでございませうが、こういう問題に対しては現状を調査して、そしてどの点をとつたが一

ちろ市等の直接の関係がありますが、国全体からいいますと、その地域の整備を早くいたしたい、私どものほうはこういう立場であります。ですから、相当の財政措置もある程度してあるわけでありまして、今後督促をして、いずれにいたしましても地元の調整がつかなければ、こちらで簡単に強行するというわけにはまいりません。いずれかにすみやかに地元の話し合いをきめてもらいたい、こういうことを督促したいと思ひます。

○稲富委員 それで私がこの建設省にお尋ねしたいと思ひますのは、十数年前に現在の既定計画が立てられました。その十数年前に既定の計画をされた場合、どうしてああいう計画をされたかというところが私たちに落ちないのです。わざわざ回つて市街地を通る。横には市街地じゃない、道路として適当なところがあるにもかかわらず市街地を通つて、わざわざ学校の校庭を通る、このほうが不合理な計画なんですよ。そういう計画を十数年前に建設省がどうして承認されたかと思ひます。

それで私は、当時建設省からも現地調査に行かれたと思ひます。報告等があるならば、どういう理由で建設省がそれを認められたのであるか、その点をお尋ねしたのですけれども、その点はつまびらかでないとおっしゃるから、これはもうやむを得ませんが、私は、十数年前に計画したので、その後町のできぐあひによつて変更せざるを得ないようになつたという状態じゃなくて、十数年前に計画したときに非常に無理な計画がなされておる。これをどうして建設省が認めたか、ここに私はさかのぼつて検討しなくてはいけない問題があると思ひます。そういうような事情でござい

ますので、これを単に地方にまかせるといふのではなく、その当時にさかのぼつて検討する必要があるのじゃないか、こう申しておるわけですよ。

○瀬戸山国務大臣 十数年前のことでありまして、いまの皆さんではおわかりになつておられない、これは実際だと私は思ふ。私ももちろんそういう事情は聞いておりませんし、わかりません。ただ、いままでのお話を聞いておると、御承

知のとおり現場が学校でございまして、学校の前にやや複雑な小さな街路になつておる。町を見ますと、裏のほうにはたんぼ地域であります。十数年前は特にそうであつたと思ひます。したがつて、いわゆる都市計画、街路の整備でありますから、学校の前の曲がりくねつた街路を広くまっすぐにしたほうがいい、こういう考え方であらうな都市計画が地元でもなされ、その当時はもつとものだといふ考え方であつたのじゃないか。これは想像であります。現地の学校の前の道路が非常に狭くてかき型に曲がりくねつておるから、ここをすつと通してみたいといふことであつたと思ひます。

○稲富委員 その当時はあそこ非常に勢力家、ボスがおつたのです。その人が無理に自分のほうを通そうと思つてああいう計画をしたのです。その時は、その人が非常に勢力家だつたものだから、みんな黙つておつたのです。なくなつたもので、それから、そういう不合理な計画したかといふことになつておる。こういう事情でありますので、これは地方的な問題でございまして、この問題については、やはり都市計画という大きな問題から最も合理的な計画を立てることが妥協でございまして、そういう点をひとつ十分再検討を願ひたいといふことを特にお願ひ申し上げまして、私の質問をこれで終わることにいたします。

○田村委員長 山下榮二君。

○山下委員 都市開発資金の貸付けに関する法律案の具体的な問題に入る前に、瀬戸山大臣にわが国の都市計画の形成についてちよつと伺ひたいと思ひます。

御承知のとおり日本の都市というのは、東京といふ大阪といふその他の都市も、ことごとく計画的ではなくして無秩序にこれができ上がった都市だ、こう申し上げても言い過ぎじゃないと思ひます。したがひまして、当然都市としての人工的なりつぱな計画をなしていないことはまことに遺憾なことだと思ひます。かような観点に立ちまして、いまここに都市の形成を

整へよう、こういうことが一つの中心となつて、ここに都市開発資金の貸し付けに関する法律案といふものが出されたのであらうと私は想像をするのであります。かように考えますと、都市形成に對しては、工場の移転地のあとの土地の買付けの資金を政府が世話をする、こういうことを手手段では、とうてい日本の各地の都市といふものなりつぱな形成といふものは困難ではなからうかという予想をいたしたのであります。私はむしろ都市形成に對する根本的な法律をつくつて規制をしていく、こういうことがわが国では必要なのじゃないかという考え方をするのであります。

瀬戸山大臣は長く建設関係にタッチされた大家でございまして、いろいろ構想があらうと思ひますが、ひとつお聞かせをいただきたいと思ひますが、

○瀬戸山国務大臣 おっしゃるとおり、わが国の大中小の都市は全く自然発生的にできておるわけでありまして、もつとも、そういうことでありますけれども、西欧先進国の町づくりといふものを見習つて、大正八年ですか、都市計画法をつくつて、区画をきめて公園その他もつくつて、まず整然たる町づくりをすべきである、こういうことで進んできておりますが、やはり率直に言つて時代の進歩、科学技術の進歩、特に自動車交通等の進歩といふものに對する見通しがきわめて甘かつた。私、率直に申し上げて、従来の大正八年の都市計画法はありますけれども、いま建設関係の法律で一番法制的におくれておりますのはこの部門であります。この改正もしなければならぬといふことで、いま検討をいたしておりますが、できるだけ早く近代に合う都市計画法に改めたいと思ひます。そういう事情であります、その後自然発生的な日本の複雑になつておる都市について、新たな近代的法律は別といたしまして、計画そのものはいろいろ専門家が、こうなればこういうふうになるというりつぱな計画を定めておりますが、ところがなかなかたんぼ、畑の中に農道を中心としてできたような町が現に密集しておる状態

でありますから、それが権利関係とかあるいは事業執行の予算が伴わないといふことで、その計画すらもおくれておる状態でありまして。そういうことでありますので、まず都市計画法の内容あるいは執行の体制、こういうものを、そういう計画を進められるように改正すべき段階であるが、ややおくれであります。率直に申してそういう感じを持っておりまして、できるだけ早く衆知を集めて、そういう法制の改正もいたしたい。いまおっしゃるやうに、いまお願いしております都市開発資金の貸付けに関する法律、これでそういうものができると思つておりません。これは全くそのうちの一助にすぎない、こういうことを考えておるわけでございます。

○山下委員 大臣のお考えはよくわかるのですが、これで都市形成の貌が行なわれるとは私も考えてはおりません。しかし、非常に思ひつきのなことを考え方はないか、こう私は思ひます。いま大臣も言われましたやうに、できれば都市計画法といふものの根本的な改行がなれまして、いまお話しのように東京、大阪近郊の交通の問題、あるいは産業、商業、消費、これらを総合した上に立つた都市計画といふものがやはり考えられるべきではないか、こう思つておるのであります。

一例をとつて私は考えてみますと、御承知のごとく東京でも、議事堂の向こうのほうに國立劇場といふのですか、いま建築中のものであります。が、こういうこと等がすでに日本の都市計画といふものに對する考え方が間違つておるのじゃないか。ああいうものは、相当自動車等も集まるでしよし、もう少し都心を離れた場所をやはり考えるべきではないか。国会周辺といふものは、もう少し樹木の多い緑地帯を形成する、こういう關係に持つていくといふのが、近代的なあるいは将来に對する都市計画といふものの考え方ではないか、こういう考え方を私は持つのであります。

そういう、次から次へ東京のどまん中はビルといふいろいろな建物ばかりで、ニューヨークさな

らの姿になってしまふのじゃないか、こういう感じを持っておるのですが、こういうこと等に対して、いやそりゃない、なかなかいい考え方なんだ、東京都というのはそういう姿に持っていくのじゃない、こういうふうな持っていくのだという、何かひとつ首都圏を中心としてお考えがあるのか、一べんお聞かせいただきたいと思うのであります。

○瀬戸山国務大臣 いわゆる国立劇場のお話が出ましたが、私は、個人的には、残念ながら適當でないところに設置されたと思っております。しかし、これは都市計画との直接の関係はないと思いますが、いずれにいたしましても、国立劇場は必要でありましよう。ありましようけれども、これは個人的見解としてお聞きいただかなければなりません、あるいは都市計画法を今後考えます場合に、やはり建築基準法その他いろいろ都市の形成についての法律がありますが、必ずしもいまお話しのような構想に従って法律全体の調和がとれておらない、率直に私はそう感じております。

特に都市計画法において、まず第一に私どもが今後考えなければならぬことは、土地の利用というものを考えて、土地の利用計画というものを前提にした都市計画、こういうことを将来抜本的に考えなければならぬ時期にきておるのじゃないか。これもおられております。非常にむずかしいことであります。けれども、将来、少なくとも二十一世紀を今日論ずる時代にそういうことを考えないで、技術的な法律だけつくっても、これは私は子孫に対してよい町づくりができておったというふうには考えない。むずかしいことでありますけれども、今後一番取り上げて建設省が努力すべき点は、あるいは政府が努力すべき点はそういう点であらう、こう思っておりますので、私どもは努力を進めたい、かように考えております。

○山下委員 それでは、本論である都市開発資金の貸付けに關する法律案の内容について、これから伺いたいと思つております。

提案理由の中に、御承知のとおり「主要な公共施設を計画的に整備することが緊急の要請となっております。」というところが書かれてあるのではありません。このことは建設省みずから、あるいは政府みずからが進んでこの事業を推進していかなければならぬ、こういう立場に立つてお考えになっておるのであるか、それともこれは地方まかせのお考えであるのか、その辺のことを伺いたいと思つております。

○竹内政府委員 都市形成の骨格となるべき主要な公共施設の計画的整備、これにつきましていかなる立場において市なり公共団体が責任を持つてやつていくかということでございますが、われわれといたしましては、地方公共団体がこの事業を行なう、それに対して計画面、あるいは資金面におきまして大幅な援助を与える、こういうふうな考え方でございまして、現在、街路等につきましては御承知のように三分の二の補助を、下水、公園等につきましては三分の一の補助をするというような形で事業を進めておるわけであります。もちろん都市の中には縦貫いたします、あるいは横断いたします国道等も入つてまいります。そういうものにつきましてはもちろん国が責任を持つてやる、こういう形でやつておるわけであります。

○山下委員 そうしますと、何か地方まかせのような感じもするし、あまりたいした中央としての積極性がなさそうな答弁のように何うのであります。次に私は何つてみたいと思つてのは、この説明の中で「工場等の移転を促進するとともに、移転あつた地を将来総合的な計画に基づいて行なわれる市街地の整備改善のために利用することにより、市街地の再開発を計画的に推進する」という説明をされておるのであります。「工場等の移転を促進する」ということになりまますと、これを地方が中央がやはり指導して、たとえば新産都市等が決定されておるわけであります、工場密集地帯等に

対してそういう指導的役割も果たしていこうという意図があるものでありますか、その場合には一体中央が指導しようというのであります、あるいは地方にそれをまかせようというのであります。この文句からいいますと、「促進する」ということが書いてありますから、「促進」ということをうたわれる限りは指導助成ということがなければならぬと思つておりますが、これはいかうにお考えになっておりますか。

○竹内政府委員 工場等の移転促進につきましては、税制上の配慮でございますが、あるいは金融上の配慮でございますが、あるいは金配を配していただくわけでありまます。これは直接建設省の所管事業ではございません。それから地方公共団体も、大都市が中心になりましてこの移転の促進ということをやつておるわけでございますので、これは国と地方公共団体とが一体になつて工場等の移転の促進をはかつておるといふのが実態であり、また今後ともそういうふうな方向で進むであらうと考えております。

○瀬戸山国務大臣 少し補足いたしておきますが、これは政治の姿勢としてそういうふうに進めなければならぬ。といひますのは、御承知のとおり過密問題が特に東京、大阪等にはあります。したがつて、そういう地域には工場の拡張制限、新設制限、あるいは学校の拡張・新設制限、こういうことを法律でやつておるわけであります。これは国策としてそういう面から都市の形態をよくしよう、こういうことであります。その反面、ただそれだけではいけませんから、御承知のとおり、特に国といたしましては工場団地の土地造成をする。大都市周辺に非常に大規模なものをやつておるわけであります。それを促進するために工業界、産業界というのに対して政府としても呼びかけをいたしております。それに応じて進んでおるものもあります。あるいは工場等において町の中に設備拡充ができない、規模の拡大ができない、こういうことで町の中ではだめだから移りたい、こういうことも近來の傾向としてある

わけでありまます。ところがあと地はそのまゝになつてだれも手がつけられない。従来はある程度あつたものが買つたということもありましたが、中に入つてくるということは制限しなければならぬ。同時に、一面においては公団住宅の住宅用地に必要なところはできるだけそういうあと地を買ふことにしておりますけれども、必ずしも住宅用地に必要なところ、適當なところばかりでもありません。そういう意味で今後できるだけそういう大都市に公の空地をつくる必要がある。ここに書いてありますように、公園その他をつくる必要がある。ところがなかなかそれはやりたいたけれど、施行主体は多くは地方公共団体であります。東京、大阪……。やりたいけれどもなかなか財政が伴わない。これを補うことにしないと、いま申し上げたことが頭の中では描かれても進まない。これが実情でありますので、それを進めさせる一助としてこの制度をつくりたい。先ほど来申し上げておりますように、つくつたけれどもなかなかじゃないか。全くちやちやで自分ながら笑いたくなるようないまの状態でありまます、これは将来できるだけ大規模に行なつていくことが、いま申し上げたようなことの推進になる、かような考え方をいたしておるわけでございまして。

○山下委員 この場合、やはり会社、工場等の移転促進というようなこと等についても、これは通産省がこれにタッチしていくのでなければ、ただ建設省と地方公共団体とだけものを考えてみたつて、なかなか推進できぬのじゃないかという感じを持ておるのであります。せつかく新産都市の指定は受けたが、工場はこないということでも苦慮している指定地域も少なくないのであります。したがつてこゝろいう法律制定については、やはり通産省当局と一体となつてものを考えていくことがきつて必要なんじゃないか、こういう感じを持ておるのですが、一体建設省は通産省と、この法律を通じてどういふ関係にあるか、どういふ相談をなさつておられるのであります。その辺のことを伺いたい。

○竹内政府委員 おっしゃられますように、工場の移転促進というのは通産行政においてもいろいろ施策を講じているところでございます。しかしこの場合におきましては、移転あとを都市計画的に立地におきまして市街地の再開発とか、あるいは公共施設の建設用地に使うということでございます。将来の利用という点に着目いたしまして、この事業を建設省の事業といたしておるわけでございまして、この点につきましては通産省も予算要求の当初から、あと地の買い上げについては建設省で大きいやつてくれということで、初めから協議して進めてきたわけでございます。

○山下委員 それでは次に、この事業のために、御承知のごとく十五億が計上されておるのですが、いまのところ地方公共団体等が工場の移転地と等価の買収その他の計画というものが、これに見合うような何かがあるのではないかと、あるいはまた十五億という金で大体四十一年度というものがそれに見合うことができる、自治省のほうではお考えになっておるものであるか、もしこれで資金が足らぬという場合には、自治体としては一体どういう方法をお考えになるのであるか、自治省の方お見えになっておりましたら自治省としての計画、自治省としての考え方を伺いたいと思っております。

○首藤説明員 ただいま工場あと地のことについて御質問がございましたが、ただいま工場あと地のこの種の買収事業で、事業を実施いたしておりますのが東京都でございます。四十年度は、大体現在の見込みでは二十億程度の資金を要する事業を実施中でございます。なおこの開発資金が足りませんことによりましてそのような工場あと地の整備、あるいは人口が急増いたします都市の主要公共施設で、都市計画として計画されたものの土地の買い上げということをおもくろみであるわけでございますが、もちろんこの十五億の金額では、ただいま申し上げましたように地方自治体の希求いたしております総額をまかなうには少し足りないのではないかと、このように考えておるわけでございます。

けでございます。しかしながら非常に良質の資金と申しますか、低利かつ長期の資金として利用できることでもございまして、自治省といたしましては、全般的計画の実施につきまして、建設省とも十分相談をいたしながら、この資金を利用いたしますことはもちろん、これで不足いたします分につきましては、地方債計画のワケ外資金でも申しますか、具体的には非公募の繰越金あるいは交付公債、このようなものをあわせ利用いたしまして、この種の事業の促進をはかりたい、このように考えておる次第でございます。

○山下委員 いまの御説明を伺いますと、地方債のワケ外で操作ができる繰越金、これはなかなか金利が高い、安くない。ところが工場、会社等の敷地とを買収されたところは公共施設用に供されるところが多いわけですね。たとえば道路をつくるとか、緑地帯をつくるとか、公共施設を大体中心に考える。そういう場合には、おそらく繰越金のより金利の高い金を使っておったのでは、これは地方財政というものがますます苦しくなってくる。こういう結果になるのではないかと、このことをおそれるのですが、そういうところに対しては一体いかに考えておるのですか。

○首藤説明員 御指摘のとおりでございます。この種の事業につきましては、できるだけ長期かつ低利の資金を利用することが望ましいわけでございます。その意味におきまして、今回設けられようとしております都市開発資金、この資金を十分にそのような事業に利用していただくと同時に、不足分につきましてはできるだけ先ほど申し上げましたようなワケ外資金を活用することによって、事業目的を達成したい、このように考えております。

でも、公共施設ということになりますと、補助率はずっとおっしゃったようにきまつてはおるのですが、高い土地を買入れて公共施設をするということになると、国ももう少し切った助成の道をはかるべきではないか。普通の緑地帯をつくる、普通の道路をつくるという場合は場合が違つてまいらぬと思う。この場合は特別の措置が講ぜられるべきじゃないか、かように私は考えるのですが、一体建設省はいかに考えておるのか、お聞きいたします。

○竹内政府委員 この資金をもちまして買い上げた用地は、当然公共施設の用地になるわけでございまして、したがって、あとにおきましてそれが事業化される段階におきまして、それは当然国庫補助の対象になってくるわけでございます。したがって、それぞれの施設に応じた補助率による補助は、当然この買い上げた用地につきましても認められる、こういう関係になってまいります。

○山下委員 聞いても大した何じやないですからやむを得ませんが、もう一つだけ伺っておきたいと思うのは、首都圏と近畿圏に対する地域の、償還年限は同じ十年にいたしましたも、金利が五分五厘と、一般の大都市の場合は六分五厘というところで差がついておるのですが、これは一体どういうわけですか。大都市というものは、大都市、大都市よりも、都市がごまかくなるほど財政が窮乏したしていることは御承知だろうと思つております。これをなせ同額の五分五厘にされないのですか。据置き期間だけは一年違うようでありましかれども、せめて金利は同額にすべきではないか、かように私は考えておるのであります。

を行なうなりして、できるだけこの法律の趣旨を生かして、ほんとうに都市というものが近代的な姿になっていくように助成をしていっていただきたい。こういうことを一つ希望を申し上げまして、盛んにうしろからやめろという声も出ておりますので、皆さんの要望にこたえまして、ここで質問を打ち切ります。

○竹内政府委員 工場あと地のほうは金利五分五厘、主要な公共施設用地の買い取りについては六分五厘として、金利差をつけるのはどういふわけかということでございますが、工場あと地買い取りのための資金は、これらの地域の市街地の再開発のために必要な土地でありまして、必ずしも直ちに利用されるとは限らないものをあらかじめ確保しておこう、こういうことでございまして、特にその金利負担の軽減をはかる必要があるということまで下げておるわけでございます。

○田村委員長 他に質疑の通告もありませんので、本案に対する質疑を終了するに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○田村委員長 御異議なしと認め、本案に対する質疑は終局いたしました。
○田村委員長 この際、委員派遣承認申請に関する件についておはかりいたします。
九州・四国圏フェリポート計画につき、現地に委員を派遣し、その実情を調査するため、議長に對し、委員派遣の承認申請を行ないたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○田村委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。
なお、派遣委員の人数、日時及び申請等の諸手続につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田村委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

次会は来たる十六日水曜日午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開会いたします。

なお、委員各位にお知らせいたします。

交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法案について、地方行政委員会との連合審査会は、来たる十七日木曜日午前十時より開会いたしますことになりましたので、あらかじめ御報告申し上げます。

これにて散会いたします。

午後零時二十四分散会

建設委員會議録第八号中正誤

ページ 段 行 誤

二二四 もって

二一末 事業国庫費

正 持つて 事業費国庫